

# 学校指定の申請方法等についてのご案内（指定内容変更）

## 1 指定部科の追加又は変更等を希望される場合

- ア 既に指定されている部科以外の部科について、追加の指定を希望する場合
- イ 学則の変更等により、既に指定されている部科名に変更を生じた場合
- ウ 学校名、所在地、もより駅等に変更を生じた場合

上記ア～ウに該当する場合は、次の(1)～(6)の学校指定変更書類を提出してください。

(1) 学校指定変更願

(2) 設立の告示又は認可書の写し

(3) 学則（監督庁に届出済みのもので、次の事項が記載されているものです。）

ア 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項

ウ 学科課程及び授業時数に関する事項

オ 入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項

イ 部科の組織に関する事項

エ 部科別定員及び教職員の組織に関する事項

(4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類

（在籍生徒数が未確定の場合は、その見込み数）

(5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類

(6) 学校所在地のもより駅及びJR線利用の状況を記載した書類

（利用状況が未確定の場合は、そのおよその通学範囲）

(4)～(6)は、(3)の学則にその内容が記載されている場合は、省略できます。